

日本赤十字社静岡県支部防災業務計画

昭和54年11月

平成9年3月

平成27年3月 改正

第1章 総則

第1節 防災業務計画の目的

日本赤十字社静岡県支部防災業務計画（以下「本計画」という。）は、日本赤十字社静岡県支部（以下「支部」という。）が、赤十字本来の使命に基づき、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び日本赤十字社定款（昭和27年厚生大臣認可）の定めるところに従い、また、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定に基づき、支部の災害救護業務の内容及び実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な災害救護活動に資することを目的とする。

第2節 災害救護活動の基本方針

第1 支部の災害救護活動

支部が実施する災害救護活動は、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施する。管内施設（以下「施設」という。）の災害救護の基本計画は、各施設において別途作成する。

第2 災害救護活動の実施

支部は、災害救護活動の実施にあたり、県、市町及びその他の防災関係機関（以下「県等」という。）との連携を図りながら、支部及び施設並びに赤十字防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）が一体となって、災害予防対策、災害応急対策及び被害復旧対策を行う。

第3 災害救護活動の実施主体

支部が実施する災害救護活動は、支部長が実施する。

第3節 災害救護業務

支部の災害救護業務は、次の業務とする。

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄及び配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付及び配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

第4節 本計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 39 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第2章 災害救護活動の準備

第1節 救護計画の作成

第1 支部救護計画の作成

支部長は、災害救護活動を効果的に推進するため、本計画に基づき災害救護計画を作成し、支部が実施する災害救護活動を明らかにするとともに、必要に応じて救護業務に関する研修や訓練を実施して職員及び防災ボランティアへの周知徹底に努める。

第2 大規模・広域災害救護対応計画の作成

支部長は、本社の対応計画に基づき、支部における対応計画を作成する。

第3 特殊災害への対応

原子力災害等特殊災害については、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）等関係法令の規定に基づき、県等と密接な連携のもと災害救護活動を実施する。

第2節 災害救護体制の確立

第1 連絡体制の確立

支部長は、本社及び施設等との連絡体制をあらかじめ定め、内容に変更を生じたときは速やかに修正する。

第2 救護班の編成及び要員の登録

支部長は、被災地における医療救護活動を実施するため、あらかじめ常備救護班を編成し、救護班として救護業務に従事させるのに必要な者を登録する。

第3 救護班の編成基準

救護班の編成基準については、社長が定めるところによる。

第4 研修・訓練の実施

1 災害救護に関する訓練等の実施

支部長は、災害救護活動を円滑に実施するため、すべての職員に対し初動活動の重要性及び活動内容、日本赤十字社独自の活動と地域防災計画における役割、知識と技術を修得させるよう災害救護に関する研修や訓練を実施する。

2 合同訓練の実施等

支部長は、大規模・広域災害を念頭において近接支部又はブロック内支部、他ブロックとの相互の応援体制の確立を図り、合同災害訓練の実施及び参加に努める。

また、地方公共団体の総合防災訓練や他の防災関係機関との合同訓練を実施することにより、災害時における各機関の役割について認識し、併せて日本赤十字社の災害救護業務についての理解を深める。

第5 救護用資機材等の整備

支部長は、災害時に現地救護所等において傷病者を救護するために必要な資機材等を支部又は救護班を常備する施設等所要の場所に整備しておく。また、必要に応じて、後方支援施設等を整備しておく。整備した資機材等は、定期的に内容の確認、メンテナンスを施し、発災時に迅速な対応を行うことができるようにしておく。

第3節 県等との連携及び協定

第1 県等との連携

支部長は、県が作成した地域防災計画等を踏まえて、県等と日頃から連携体制を整える。

第2 県等への協力要請

支部長は、災害時における救護員の活動及び移動、救援物資等の調達及びに輸送並びに通信の確保等について、県等に積極的に協力を求めるとともに、必要に応じあらかじめ協定を締結する。

第4節 災害時の機能確保・維持

第1 施設・設備等に係る対策

1 社屋の安全性等の確保

支部長は、災害時においてもその機能を維持するため、社屋の安全性と電力、水、燃料等を確保する。

2 施設利用者等への対応

施設においては、各施設利用者の安全確保についても十分配慮するとともに、自施設へ地域住民が避難してくることも想定して、その対応について定める。

第2 各施設における機能の維持

災害時の施設の機能維持を徹底するため、各施設の長は次の事項を行う。

1 医療施設

(1) 職員の召集体制の構築

(2) 施設・設備の安全性の確保と医薬品、食料、水、電力、燃料等の確保

(3) 放射性物質、重油、医療用ガス、毒物及び劇物等危険物の適切な管理

2 血液センター

(1) 職員の召集体制の構築

(2) 施設・設備の安全性の確保と食料、水、電力、燃料等の確保

(3) 放射性物質、重油、毒物及び劇物等危険物の適切な管理

第5節 医療救護活動の準備

第1 医療救護活動の準備

1 救護班による救護活動

支部長は、救護班を迅速に派遣できる体制を整備するとともに、医療資機材等を整備する。

2 医療施設での救護活動

支部長は、被災傷病者の来院や搬送に備えた施設の院内体制等を整備する。

第2 日本DMAT隊員養成研修等を修了した救護班の体制整備

支部長は、日本DMAT隊員養成研修等を修了した救護班の体制を整備する。

第3 医薬品等の安定調達

支部長は、県、市町、医薬品卸業団体、都道府県薬剤師会等と協力して、災害時における医薬品等の調達に関する情報収集及び連絡体制を整備する。

第6節 こころのケア活動の準備

第1 研修の実施

1 支部長は、救護員に対し被災者や救護員自身のこころのケアに関する研修を実施する。

2 支部長は、支部に登録している防災ボランティアに対し、こころのケアに関する研修を実施する。

第2 保健センター及び保健所との連携

支部長は、災害発生時に地域住民の健康支援の中心的役割を担う保健センター及び保健所と連携を図る。

第3 こころのケア活動の理解促進

支部長は、日本赤十字社のこころのケア活動が災害時に円滑に実施できるよう、県、市町等に対して活動の考え方や要領に関する理解の促進に努める。

第7節 救援物資の備蓄及び調達並びに輸送

支部長は、毛布、安眠セット、緊急セット等の救援物資を県内拠点倉庫に備蓄するとともに、被災者のニーズに応じてそれらを遅滞なく配分できるよう、物資の調達及び輸送体制を整えておく。また、必要に応じて地区分区へ分置するとともに、その在庫数を常に把握しておく。

第8節 血液製剤の確保

支部長は、災害時の血液製剤の供給支援を確立する。

第9節 防災ボランティアの体制整備

支部長は、災害が発生した場合に防災ボランティアが、その特性を活かして、迅速かつ的確に活動できるよ

う体制を整えておく。

第1 防災ボランティアの養成・確保

1 普及・登録の推進

支部長は、災害救護業務や防災ボランティアの意義、役割及び具体的に想定される活動を明確にし、積極的に防災ボランティアの登録を推進する。

2 防災ボランティア・リーダー等の養成

支部長は、被災地域内において実際に防災ボランティア活動の調整業務に当たる防災ボランティア地区リーダーを養成する。

3 研修等の実施

(1) 支部長は、防災ボランティア・リーダー等に対し、災害時における防災ボランティア活動の調整について研修を実施する。

(2) 支部長は、防災ボランティア・リーダー等と協力して、防災ボランティアに対し必要な知識と技術について研修を実施する。

第2 防災ボランティアの活動の調整

支部長は、赤十字奉仕団（以下「奉仕団」という。）とその他の防災ボランティア間の協議の場を設置し、相互の活動内容について情報を共有し、平時の防災活動における連携、災害を想定した協力・協働について日頃から協議を重ねておく。

第3 防災ボランティア活動の円滑な実施体制等の整備

支部長は、防災ボランティア活動の円滑な実施のために、県、市町や社会福祉協議会及び関係する防災関係機関等との連携を強化するとともに、防災ボランティア活動の拠点の確保等について活動環境の整備を行う。

第10節 防災に関する意識の啓発

支部長は、1月17日を中心とする「防災とボランティア週間」、9月1日を中心とする「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」における行事やその他の機会を捉えて、一般市民の防災に関する認識を高めるために、県及び市町が実施する事業に協力するとともに、職員に対する防災意識の啓発を行う。

第3章 災害救護活動の実施

第1節 災害警戒時における業務

第1 職員の招集

支部長は、災害発生の恐れのある場合、支部災害対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）に基づき職員を招集し、情報を収集して状況を把握するとともに、必要と認められる場合には、救護員を待機させる。

第2 災害警戒本部の設置

支部長は、必要に応じ支部に災害警戒本部を設置して災害発生に備え、災害が発生した場合には、これを支部災害救護実施対策本部（以下「支部災対本部」という。）に移行する。

第2節 災害発生に伴う業務

第1 支部の業務

1 職員の召集

支部長は、対応マニュアルに基づき、職員を召集する。

2 支部災対本部の設置

支部長は、必要があると認められる場合は、救護業務を円滑に実施するため支部災対本部を設置する。

3 支部災対本部の業務

支部災対本部は、次の業務を行いその状況を社長に報告する。

- (1) 通信の確保及び被災情報の収集
- (2) 地方公共団体及び防災関係機関との連絡調整
- (3) 救護班の派遣及び輸送
- (4) 救援物資の輸送及び配分
- (5) 血液製剤の確保及び供給
- (6) 義援金の受付及び義援金配分委員会との連絡調整
- (7) 防災ボランティアへの協力依頼及び活動の調整・実施
- (8) こころのケア活動の実施
- (9) 災害救護活動の後方支援
- (10) 広報及び記録
- (11) その他の災救護業務

4 支部災対本部の代替施設内設置

支部長は、支部社屋内に支部災対本部を設置できない場合には、代替となる施設内に支部災対策本部を設置する。

5 支部現地災害救護実施対策本部の設置と業務

(1) 支部現地災害救護実施対策本部の設置

支部長は、静岡県が被災した場合には、必要に応じ、被災地域内に支部現地災害救護実施対策本部（以下「支部現地災対本部」という。）を設置する。

(2) 支部現地災対本部の業務

支部現地災対本部は、支部災対本部の指示に基づき業務を実施し、支部災対本部へ活動内容を報告する。

第2 災害救護活動の救援

日本赤十字社第3ブロック支部（以下「第3ブロック支部」という。）管内において災害が発生し、被災

地支部単独で十分な救護活動が実施できない恐れがある場合には、『第3ブロック支部災害救護活動相互支援の申し合わせ』に基づき救護活動を実施する。

1 静岡県が被災した場合

(1) 近接支部（神奈川県支部、山梨県支部）への救援要請

支部長は、災害救護活動を実施するうえで必要があると認められる場合には、静岡県に近接する支部（以下「近接支部」という。）の支部長へ救援を求めることができる。

(2) 社長への救援要請

支部長は、近接支部長への救援に加え、さらに救援を必要とする場合には、社長に救援を求めることができる。

2 近接支部が被災した場合

近接支部が被災し、災害等の状況により必要と認められる場合には、支部長の判断で被災地支部に対し救護班の派遣等を行うことができる。実施に際し、被災地支部長に対し救護班の派遣等について報告する。

3 救援要請等に基づき派遣された救護班の活動

第1項から前項までにより派遣された救護班等は被災地支部長の調整下において救護活動を行う。

第3節 医療救護活動の実施

第1 医療救護活動

支部長は、救護班の派遣及び傷病者の医療施設への受入れ等の医療救護活動を実施する。

なお、被災地域内に救護班を派遣するにあたっては、大規模災害時であれば対応計画に基づき、また当該地域までの距離及び移動に要する時間等を考慮して、先ず、支部または第3ブロック支部、あるいは近接支部管内の救護班が率先して実施する。

1 初期医療救護活動

災害救護活動における初期の医療救護活動については、救命処置や後方搬送のための病状の安定化措置など迅速性が求められることから、支部長は、発災後速やかに活動を開始する。

(1) 救護班の活動

救護班は、原則として救護所を開設して医療救護を行うが、状況によっては、被災現場において医療救護を行うほか、避難所等を巡回して診療を行う。

(2) 医療施設における活動

被災地域内の医療施設は、傷病者の受入れを行う。また、被災地外の医療施設は、広域的な後方医療活動として被災地からの傷病者の受入れを行う。

(3) 国内型緊急対応ユニット（dERU）の活動

国内型緊急対応ユニット（dERU）は、被災地において、緊急仮設診療所、巡回診療所等の活動拠点、後方搬送における傷病者の一時収容場所、被災医療施設のための支援を行う。

(4) 放射線下での救護活動

救護班は、原子力災害が発生した場合において、事前に定められた原子力災害における救護班の活

動指針及び行動基準に則って、救護活動を実施する。

2 医療救護活動の継続

初期の医療救護活動に続いて、被災地の医療機能が回復するまでの間、若しくは、医療救護活動を継続する必要があると支部長が認めた場合は活動を継続する。

3 撤収

支部長は、被災地域内における医療機能の回復状況を勘案し、医療救護活動を終えて救護班を撤収させる時期を県、市町及び地元医師会等と協議のうえ決定する。

4 DMAT調整本部等の調整下における救護班の救護活動

日本DMAT隊員養成研修を修了した救護班は、被災地の都道府県が設置するDMAT本部等の調整下で救護活動を行う。

5 日赤災害医療コーディネートチームの活動

日赤災害医療コーディネートチームは、災害現場における効果的・効率的な医療救護活動ができるよう医療ニーズの把握及び他の医療チームとの連携・調整を図る。

第2 費用負担

医療救護活動に要する費用は、原則として、被災地支部及び救護班を派遣した支部の負担とする。

ただし、災害救助法が適用された場合には、同法の規定に基づき、被災地県支部が取りまとめて被災地の都道府県にその費用を請求する。

第4節 こころのケア活動

第1 活動の形態

支部長は、災害の規模や被害状況等により、救護班にこころのケア指導者もしくは要員を同行させ、又は、救護班とは別に単独でこころのケア班を編成してこころのケア活動を実施する。

第2 こころのケアセンターの設置

支部長は、こころのケア指導者を中心としてこころのケア活動を継続的に展開するため、こころのケア活動全般を統括するために必要があると認めるときは、支部災対本部機能の一つとして「こころのケアセンター」を設置する。

第3 こころのケアセンターの活動

こころのケアセンターは、こころのケア活動の実行計画の作成、管理・調整、こころのケア指導者及び要員への支援などを行う。

第5節 救援物資の配分

支部長は、備蓄した救援物資を被災者のニーズに応じて速やかに配分する。配分にあたっては、県、市町、

輸送業者及び防災ボランティア等の協力を得て行う。

第6節 血液製剤の供給

第1 災害時、支部長は、全国的な血液製剤の需給調整機能を活用して、被災地において必要な血液製剤等の確保に努める。

第2 血液センターが血液製剤の輸送手段を確保できない場合には、支部災対本部は本社血液事業本部と調整のうえ、必要に応じて県、市町等へ輸送手段の確保を要請して供給する。

第3 全国規模での輸送が必要な場合には、支部災対本部は、本社災対本部へ輸送手段の確保を要請する。

第7節 義援金等の受付及び配分

第1 義援金の受付及び配分

1 義援金の受付

原則として、支部長が義援金を受付ける。ただし、災害の規模が大きい場合、被害が広域にわたる場合は、社長が義援金の受付を行うことがある。

また、被災地支部以外の支部に寄託された義援金は、速やかに被災地支部長へ送金する。

2 義援金の配分

(1) 支部長は、静岡県が被災し、義援金を受付ける場合には、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため、県、市町及びその他関係団体によって組織される義援金配分委員会に参画する。

(2) 日本赤十字社が受付けた義援金は、同義援金配分委員会を通じて被災者に配分される。

第2 義援物資の受付

原則として、義援物資の受付は行わない。

第8節 防災ボランティアの活動

支部長は、事前登録又は災害発生後の参加希望に関わらず、積極的に防災ボランティアによる災害救護活動を推進する。

第1 防災ボランティアセンターの設置等

1 防災ボランティアセンターの設置

支部長は、防災ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という）を設置する。

2 ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターは、防災ボランティア・リーダーが中心となり、防災ボランティア地区リーダー及び防災ボランティアが参加・協力して運営する。

3 ボランティアセンターの業務

ボランティアセンターでは、次の業務を行う。

- (1) 被災者ニーズの収集・把握
- (2) 支部災対本部と防災ボランティアとの情報共有
- (3) 赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
- (4) 支部が実施する災害救護活動への参加・協力
- (5) 他団体が設置したボランティアセンターへの防災ボランティアの派遣及び同センターとの情報交換、連絡調整
- (6) 被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成及び実施並びに評価
- (7) その他災害救護活動に必要なボランティア活動の実施

4 防災ボランティアの現地拠点

支部長は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、防災ボランティア地区リーダーが中心となり、支部現地災対本部と協調しながら運営する。

第2 防災ボランティアへの支援

支部長は、防災ボランティアが、その特性と能力を発揮した活動が行えるよう、必要な情報や物品等を調達・提供して支援する。

第9節 外国人に係る安否調査

支部長は、外国人に係る安否調査を赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「赤十字国際機関」という。）並びに各国赤十字社と連携のもとに実施する。この場合、県、市町等の協力を得る必要があるため、相互に連絡を密にして行う。

第10節 広報活動

支部長は、日本赤十字社の災害救護活動について情報の混乱や錯綜を防止するとともに効果的な広報を行うため、広報窓口を一本化して的確な情報提供を行う。

なお、被災地における報道関係者への対応は、支部災対本部又は支部現地災対本部を窓口として行う。

第4章 被災施設・設備の復旧等

第1節 被災施設・設備の復旧

支部長は、被災した施設・設備について、その被災状況を迅速に調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図る。なお、復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震化、耐火性、不燃堅牢化に配慮する。

第2節 通常業務の継続

第1 対応措置

支部長は、施設・設備が被災した場合、通常業務を継続するため重要書類の緊急持ち出し及びその適切な保管、建物が使用不能となった場合の仮施設の設置又は臨時窓口の開設、職員の派遣等の必要な措置を講ずる。

第2 施設利用者等への対応

各施設の長は、通常業務の継続に向けて次のことを行う。

1 医療施設

- (1) 診療体制及び診療機能の維持に必要な人的・物的資源の状況把握
- (2) 通常業務に加えて、避難する被災者の対応に必要な措置

2 血液センター

- (1) 採血及び供給業務に必要な人的・物的資源、体制の状況把握
- (2) 通常業務に加えて、避難する被災者の対応に必要な措置

第5章 東海地震対応計画

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 東海地震予知情報等の伝達

支部長は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報の内容その他これらに関連する情報について、迅速かつ確実に所属職員及び施設あて伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定め、これを周知するものとする。

第2 東海地震注意情報に伴う対応

1 情報収集

支部長は、東海地震注意情報が発表された場合には、静岡県支部東海地震対応計画（以下「東海地震対応計画」という。）及び対応マニュアルに基づき職員を召集し、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施する。

2 準備行動

支部長は発生後の災害救護活動を迅速かつ的確に実施するため、支部災対本部の設置準備、救護班の派遣準備、救護資機材・救援物資等の在庫状況の確認等を行う。

3 利用者等への伝達

東海地震注意情報が発表された場合、施設の職員は、当該施設の利用者に対し速やかに当該注意情報伝達し、これらの利用者等が円滑な退避行動をとれるよう適切に指示する。

第3 東海地震警戒宣言の発令に伴う対応

1 施設における受け入れ体制の整備等

支部長は、東海地震警戒宣言が発令された場合、各施設における体制を整備し、職員・患者等及び施設・設備にかかる安全対策を行い、災害救護活動の即応体制を整える。

2 即応体制の整備

東海地震警戒宣言が発令された場合、支部長は、東海地震対応計画及び対応マニュアルに基づき、医療施設における傷病者等受入体制の整備及び安全確保措置を完了させる。

第4 県等との協力

支部長は、警戒宣言が発令された場合には、県等との動きについて情報収集を行うとともに、県知事に日本赤十字社の対応状況を報告する。

第2節 訓練に関する事項

支部長は、県等と協力して、防災ボランティアとの協働を視野に入れた総合的な災害救護訓練を実施する。

第3節 地震防災上必要な教育に関する事項

支部長は、職員に対して東海地震に係る防災上の教育を実施する。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達

支部長は、津波警報等について、迅速かつ確実に所属職員及び施設あて伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めこれを周知する。

第2 地震発生時の災害救護活動

1 召集

支部長は、南海トラフ地震が発生した場合には救護活動を迅速かつ的確に実施するため、対応マニュアルに基づき職員を召集する。

2 支部災対本部の設置

支部長は、災害救護活動を迅速かつ的確に実施するため、支部災対本部を設置し、救護班の派遣準備、救護資機材・救援物資等の在庫状況の確認等を行う。

3 利用者等への伝達

南海トラフ地震が発生した場合、施設の職員は、当該施設の利用者等に対し速やかに津波警報等を伝達し、これらの利用者等が円滑な退避行動をとれるよう適切に指示する。

第3 県等との協力

支部長は、南海トラフ地震が発生した場合には、県等との動きについて情報収集等を行うとともに、県知事に日本赤十字社の対応状況を報告する。

第4 災害救護活動の実施

支部長は、地震及び津波の状況や被災状況等の情報収集及び伝達をし、医療救護、物資の調達・配分、血液製剤の供給、義援金の受付等必要な災害救護活動を実施する。

第2節 訓練に関する事項

第1 訓練の実施

支部長は、県等と協力して大規模地震や津波を想定した訓練を実施する。

第2 訓練の内容

訓練は、災害発生前の準備行動の確認、発災後の活動や防災ボランティア及び防災関係機関との協働を視野に入れた総合的な内容とする。

第3節 地震防災上必要な教育に関する事項

支部長は、職員に対して南海トラフ地震が発生した場合に想定される被災状況、具体的行動に関する知識、職員が果たすべき役割等について教育する。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画

第1節 津波からの防護及び円滑な避難に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達

支部長は、津波警報等について、迅速かつ確実に所属職員及び施設あて伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めこれを周知するものとする。

第2 地震発生時の災害救護活動

1 召集

支部長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、災害救護活動を迅速かつ的確に実施するため、対応マニュアルに基づき職員を召集する。

2 支部災対本部の設置

支部長は、災害救護活動を迅速かつ的確に実施するため、支部災対本部設置し、救護班の派遣準備、救護資機材・救援物資等の在庫状況の確認等を行う。

3 利用者等への伝達

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、施設の職員は、当該施設の利用者に対し速やかに津波警報等を伝達し、これらの利用者等が円滑な退避行動をとれるよう適切に指示する。

第3 県等との協力

支部長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、県等との動きについては情報収集を行うとともに、県知事に日本赤十字社の対応状況を報告する。

第4 災害救護活動の実施

支部長は、地震及び津波の状況や被災状況等の情報収集及び伝達をし、医療救護、物資の調達・配分、血液製剤の供給、義援金の受付等必要な災害救護活動を実施する。

第2節 訓練に関する事項

第1 訓練の実施

支部長は、県等と協力して大規模地震や津波を想定した訓練を実施する。

第2 訓練の内容

訓練は、災害発生前の準備行動の確認、発災後の活動や防災ボランティア及び防災関係機関との協働を視野に入れた総合的な内容とする。

第3節 地震防災上必要な教育に関する事項

支部長は、職員に対して日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に想定される被災状況、具体的な行動に関する知識、職員が果たすべき役割等について教育する。